

第5章 建設副産物の適正処理

第1 基本的事項

1 関係法令の遵守

建設副産物は、以下に示す関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再生利用するとともに、その処理に当たっては適正処理に努める。

(表-8) 関係法令、要綱及び指針等の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）○「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成15年7月1日15都市政広第231号都市計画局長決定）○建設業法（昭和24年法律第100号）○建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）○建設廃棄物処理指針（平成13年6月1日環産廃第276号「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」）○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号） |
|--|

(1) 建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、工事現場外に搬出される土砂（いわゆる建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材のほか、建設泥土、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれる。

これらは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下本章においては「廃棄物処理法」という。）により、「廃棄物」として定義されるもの、原材料として利用可能なものに分けられる。また、廃棄物として定義されるが原材料として利用可能性があるものとしては、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が、再生資源としてそのまま原材料となるものとしては、建設発生土や金属くずなどがある。（(図-5)及び巻末資料の「建設副産物の種類」を参照）

(2) 建設廃棄物の定義

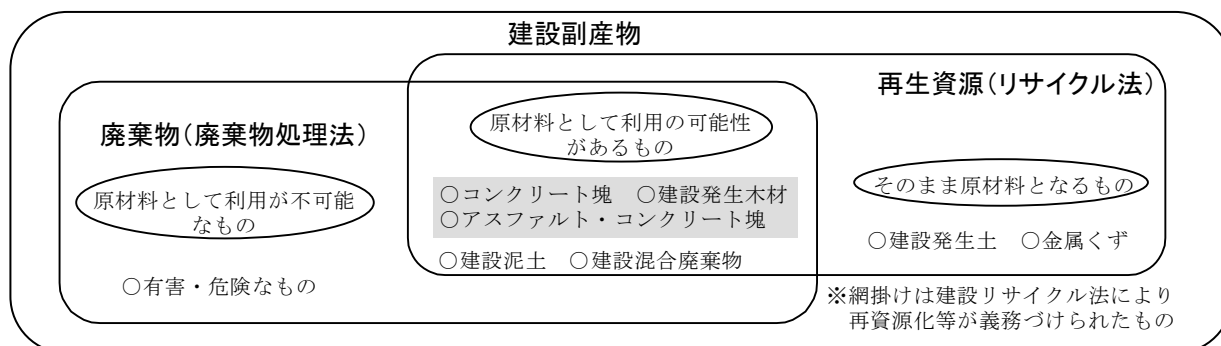
建設廃棄物とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物（ごみ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。）に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

産業廃棄物は、廃棄物処理法第2条第4項第1号で、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」とされ、さらに廃棄物処理法施行令第2条で14品目が指定されている。

(3) 建設発生土の定義

土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではなく、建設発生土である。

(図-8) 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



第2 適正処理の取組

1 建設廃棄物

都関連工事から発生する建設廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、適正に収集運搬及び処分を行う必要がある。ここでは注意すべき点をいくつか示すが、実際の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物処理法及び建設廃棄物処理指針、建設業法及び建設副産物適正処理推進要綱に基づき適正に行わなければならない。

また、廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正な収集運搬及び処理の詳細については、東京都環境局が発行している手引類を参照するとよい。

- 「建設廃棄物を適正に処理するために」(東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課): 小冊子(平成18年7月から都民情報ルームで販売しています。) ※2
- 「産業廃棄物の適正処理のために」(東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課): パンフレット
- 「産業廃棄物適正処理委託ガイドブック」(東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課): 小冊子

※(問い合わせ先) 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係

- ・所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都都庁第二本庁舎 9階
- ・電話 03-5211-1111 内線 42-851~4 F A X内線 65-381
- ・直通 03-5388-3586 ・F A X 03-5388-1381

※2(販売所) 東京都 都民情報ルーム

- ・所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都都庁 第一庁舎3階北側
- ・直通 03-5388-2276

(1) 建設廃棄物の保管

① 廃棄物処理法に基づく保管

- 建設廃棄物を工事現場内に保管する場合は、廃棄物処理法第12条第2項の規定に従い適正に保管する必要がある。

<p>② 保管の場所</p>
<p>○周囲に囲いが設けられていること。</p> <p>○見やすい場所に、掲示板が設けられていること。 (掲示内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の保管の場所である旨 ・保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨明示すること） <p style="text-align: center;">※ 石綿含有産業廃棄物：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。非飛散性の成形板などが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先 ・屋外で建設廃棄物を容器を用いずに山積み保管する場合は、最大保管高さ ・最大保管量
<p>③ 保管の場所における措置</p>
<p>○汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するため、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆う。</p> <p>○屋外で容器を用いずに建設廃棄物を保管する場合は、高さ制限、斜面制限を守る。</p> <p>○その他、建設廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発生しないような措置を講じる。</p>
<p>④ 害虫対策</p>
<p>○保管場所にネズミの生息や、はえや蚊などの害虫が発生しないようにする。</p>
<p>⑤ 石綿含有産業廃棄物に係る措置</p>
<p>○保管の場所には、石綿含有廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じる。</p> <p>○覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散防止のために必要な措置を講じる。</p>

(2) 建設廃棄物の自己処理

産業廃棄物である建設廃棄物の運搬及び処理に当たっては、「自己処理」により行う場合と「委託処理」により行う場合がある。自己運搬及び自己処理を行う場合には、廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準に従い、以下の方法により適正に行う必要がある。

<p>① 自己運搬</p>
<p>請負者（元請業者）が自己運搬する場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であるが、以下の点について注意が必要である。</p>
<p>○自己運搬できるのは、元請業者だけであり、下請負人に自己運搬させることはできない。</p>
<p>○建設廃棄物が飛散・流出しないよう注意する。</p>
<p>○悪臭・騒音・振動によって生活環境を悪化させないように、必要な措置を講じる。</p>
<p>○石綿含有産業廃棄物の運搬は、破砕することがないような方法により、かつ、その他の物と区分して行う。</p>
<p>② 自己処理</p>
<p>請負者（元請業者）が自己処理する場合には、産業廃棄物処分業の許可は不要であるが、以下の点について注意が必要である。</p>

○都関連工事においては、自己処理は、設計図書において条件明示がされ、自ら利用又は個別指定による工事間利用等を行うことが契約条件となっている場合に限定する。

○自己処理を行うための施設を設置する場合において、廃棄物処理法第15条に規定された施設を設置する場合は、知事の許可が必要である。

(3) 建設廃棄物の委託処理

建設廃棄物を自己運搬又は自己処理しないで他人に委託する場合には、廃棄物処理法第12条第3項、第4項、第5項の規定に従い、収集運搬業又は処分業の許可を受けた業者等に委託する。

① 委託の基準

○請負者は、収集運搬を委託する場合は、廃棄物処理法第12条第3項に従い、産業廃棄物収集運搬業者又はその他環境省令で定める者に委託する。

○請負者は、処分を委託する場合は、廃棄物処理法第12条第3項に従い、産業廃棄物処分業者又はその他環境省令で定める者に委託する。

○請負者は、建設廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法第12条第4項に規定された基準に従う。

(委託の基準)

- ・収集運搬にあつては、収集運搬の許可を有し、委託する建設廃棄物はその許可品目の中に含まれていること。
- ・処分にあつては、処分の許可を有し、委託する建設廃棄物はその許可品目の中に含まれていること。
- ・廃掃法で定められた内容の書面により契約すること。

○請負者は、委託処理する場合は、廃棄物処理法第12条第5項に基づき、当該建設廃棄物について発生から再資源化又は最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努める。

② 委託契約書の記載事項

運搬のみを委託する場合は、下記の「共通の記載事項」及び「運搬の記載事項」を、処分のみを委託する場合は、「共通の記載事項」及び「処分の記載事項」を、運搬及び処分を委託する場合は、「共通の記載事項」、「運搬の記載事項」及び「処分の記載事項」を記載する。

○共通の記載事項

- ・他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者で、委託する産業廃棄物が事業の範囲に含まれているものであることを証する書面（許可証、認定書、指定証、再生事業者登録証明書などの写し）の添付
- ・産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿
- ・委託契約の有効期間
- ・委託者が受託者に支払う料金
- ・受託者の事業範囲（許可業者の場合）
- ・産業廃棄物の性状に関する事項
- ・他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨
- ・その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ・委託契約の有効期間中に産業廃棄物の性状、荷姿、性状の変化に関する情報に変更があった場合のその情報の伝達方法に関する事項
- ・受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- ・契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項

○運搬の記載事項

- ・運搬の最終目的地の所在地
- ・積替又は保管を行う場所の所在地 ※
- ・積替又は保管できる産業廃棄物の種類 ※
- ・積替のための保管上限 ※
- ・積替又は保管をする場所において安定型産業廃棄物と他の廃棄物を混合することの許否等に関する事項 ※
- ※ 保管積替の許可を持っている収集運搬業者に限る

○処分の記載事項

- ・処分又は再生の場所の所在地
- ・処分又は再生の方法
- ・処分又は再生の処理能力
- ・最終処分の場所の所在地
- ・最終処分方法
- ・最終処分の処理能力

③ 委託契約書の詳細等

○委託契約書の様式、記載方法、記入例等については建設業団体等が発行している手引類を参照するとよい。

(手引類の例)

- ・「建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例」(建設九団体建設副産物対策協議会)

販売所：建設資料普及センター

所在地 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階

電話 03-3552-5659 F A X 03-3552-1008

④ 収集運搬業者及び処分業者の選択

○収集運搬業者は以下の方法により探すことができる。なお、出発地と到着地両方の都道府県又は政令指定都市、中核市等の許可が必要なので注意を要する。(東京都許可業者)

- ・東京都環境局のホームページ「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」に掲載されている。

H P <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/search.htm>

- ・業界団体に問い合わせが可能。

(社) 東京産業廃棄物協会

所在地 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル 7階

電話 03-5283-5455 F A X 03-5283-5592

H P <http://www.tosankyo.or.jp/>

(他の道府県等による許可業者)

- ・(財) 産業廃棄物処理事業振興財団のホームページに掲載されている。

所在地 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-6-1 堀内ビルディング 3階

電話 03-3526-7798 F A X 03-3526-0156

H P <http://www.sanpainet.or.jp/>

- ・他の道府県等によっては、ホームページ等で調べることができることもある。

⑤ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託処理する場合には、廃棄物処理法第12条の3の規定に基づき、請負者は産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付する。

○一次マニフェストと二次マニフェスト

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ・一次マニフェスト | 請負者(排出事業者)が交付するマニフェスト |
| ・二次マニフェスト | 中間処理業者が交付するマニフェスト |

○マニフェストの留意点

- ・ マニフェストは、建設廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに作成し、建設廃棄物を受託者に引き渡す際に交付する。
- ・ マニフェストの写しは、送付を受けた日から5年間保存する。控えについても、写しと内容を照合確認した上で、一緒に保存する。
- ・ マニフェスト交付者は、①交付の日から90日（特別管理産業廃棄物については60日）以内に運搬終了票、処分終了票の送付を受けないとき、②180日以内に最終処分終了票の送付を受けないとき、③規定事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたときは、速やかに委託した建設廃棄物の運搬・処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずる。また、30日以内に知事へ措置内容等報告書を提出する。

○マニフェストの記載事項（排出事業者）：マニフェストの控え（排出事業者用）

- ・ 建設廃棄物の種類及び数量
- ・ 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ・ マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ・ 氏名又は名称及び住所
- ・ 建設廃棄物を排出した事業場（工事）の名称及び所在地
- ・ マニフェストの交付を担当した者の氏名
- ・ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が建設廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地
- ・ 建設廃棄物の荷姿
- ・ 最終処分を行う場所の所在地
- ・ 中間処理業者（処分の委託者が紙マニフェスト使用者である場合）にあつては、交付又は回付されたマニフェストを交付した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号
- ・ 中間処理業者（処分の委託者が電子マニフェスト使用者である場合に限る。）にあつては、処分委託者の氏名又は名称及び登録番号
- ・ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

○マニフェストの記載事項（収集運搬受託者）：運搬終了票

- ・ 氏名又は名称
- ・ 運搬を担当した者の氏名
- ・ 運搬を終了した年月日
- ・ 積替え又は保管の場所において受託した建設廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量

○マニフェスト記載事項（処分受託者）：処分業者の保存票又は最終処分終了票

- （処分が中間処理の場合）
- ・ 氏名又は名称
- ・ 処分を担当した者の氏名
- ・ 処分を終了した年月日
- （処分が最終処分の場合）
- ・ 氏名又は名称
- ・ 処分を担当した者の氏名
- ・ 処分を終了した年月日
- ・ 最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨
（中間処理業者は、最終処分が終了した旨が記載された二次マニフェストの写しの送付を受けた場合には、これをもとに一次マニフェストの最終処分票に下記の事項を記載する。）
- ・ 最終処分が終了した旨
- ・ 最終処分を行った場所の所在地
- ・ 最終処分が終了した年月日

⑥ マニフェストの詳細等

○マニフェストは、環境省令（廃棄物処理法施行規則第8条の21第2項）により様式が定められている。

○環境省令に準じたものとして、国と直接調整済みのマニフェストが発行されており、当該工事における運搬・処理形態に適合するものを選択するとよい。（市販のマニフェスト及び手引き類の例）

・建設九団体副産物対策協議会のマニフェスト

「建設系廃棄物マニフェスト」

「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」

販売所：建設九団体建設副産物対策協議会

建設マニフェスト販売センター

所在地 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1東京建設会館3階

電 話 03-3523-1630 F A X 03-3523-1639

・全国産業廃棄物連合会のマニフェスト

「建設廃棄物用マニフェスト」

「産業廃棄物用マニフェスト」

「一目でわかるマニフェストの書き方」（CD-ROM）

「産業廃棄物適正処理実務のポイント」

「マニフェストシステムがよくわかる本」

販売所：（社）東京産業廃棄物協会

所在地 〒101-0047 東京都千代田区内神田柿沼ビル7階

電 話 03-5283-5455 F A X 03-5283-5592

H P <http://www.tosankyo.or.jp/>

全国産業廃棄物連合会

所在地 〒106-0032東京都港区六本木3-1-17第2A Bビル4階

電 話 03-3224-0811 F A X 03-3224-0820

H P <http://www.zensanpairen.or.jp>

○マニフェスト（紙）に代えて「電子マニフェスト」を使用することもできる。

・電子マニフェストとは、（財）日本産業廃棄物処理振興センター（以下情報処理センターという。）と排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを監理するしくみ（廃棄物処理法第12条の5）。

○電子マニフェストの特徴

・マニフェスト情報を情報処理センターが管理・保管するため、マニフェストの保存が不要となる。

・パソコンで廃棄物処理の状況を確認できる。

・マニフェストの記載漏れがなくなる。

・処理終了確認期限が近づくと自動的に通知される。

※ 利用する場合、排出事業者、収集運搬事業者及び処分業者がすべて情報処理センターに加入する必要がある。

情報処理センター：（財）日本産業廃棄物処理振興センター

所在地 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-8-4

日本橋コアビル 2階

電 話 03-5811-8296 F A X 03-5811-8277

H P <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

⑦ マニフェストによる適正処理完了報告

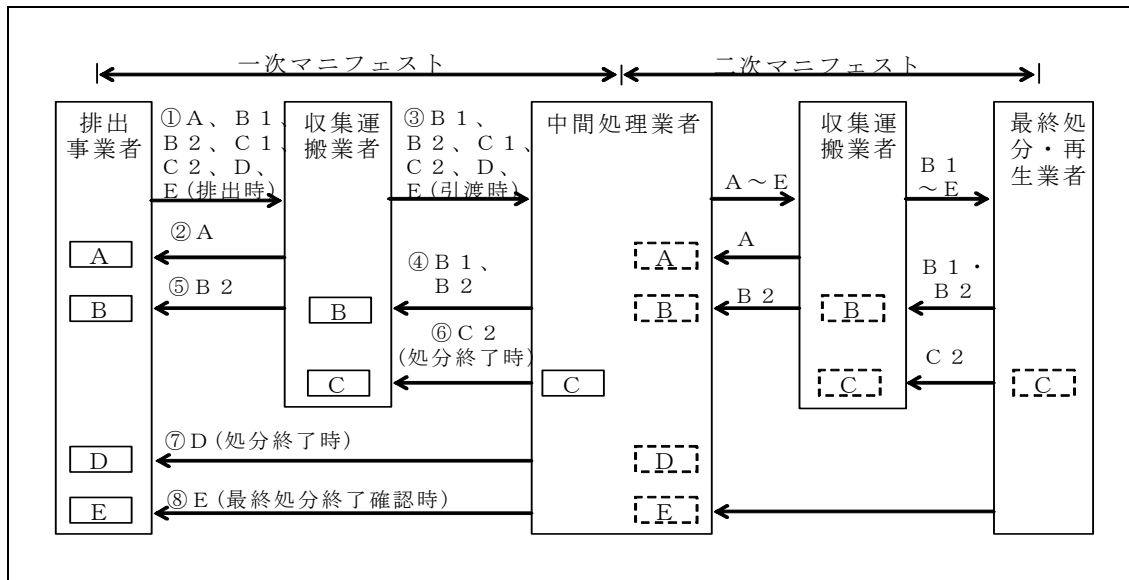
○マニフェストの提示

・請負者は、マニフェスト（収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合は、A、B2、D、E票。2社の場合はB1票も必要。写しでもよい。）を監督員に提示する。
 なお、電子マニフェストの場合は、廃棄物の処理が終了したときに自動通知された電子情報について、請負者がプリントアウトしたもの（写しでもよい。）を提示する。

○集計表の提出

・請負者は、請負者が発行した、マニフェストの枚数、現場から中間処理施設に搬出した廃棄物の数量及び運搬日が把握できるように集計表を作成し監督員に提出する。

⑧ マニフェストの処理フローの例（収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合）



⑨ マニフェスト交付状況報告

○マニフェスト交付者は、マニフェストの交付状況を毎年（6月30日までに）現場（廃棄物の排出場所）を管轄する都道府県知事又は政令市長に報告しなければならない（廃棄物処理法第12条の3第6項）。

報告様式は、環境省令（廃棄物処理法施行規則第8条の27）で規定されており、年間で委託した産業廃棄物の種類、数量、マニフェストの枚数、委託した処理業者に係る事項、運搬先・処分場所を記載することになっている。

○電子マニフェストを利用した処理委託分については、情報処理センターから都道府県知事及び政令市長にマニフェスト情報が報告されるので、マニフェスト交付者から都道府県知事又は政令市長への報告は、不要となる（廃棄物処理法第12条の5第1項、第8項）。

(4) 産業廃棄物運搬車両の表示及び書面携帯

廃棄物処理法施行令及び同施行規則の改正により、産業廃棄物を収集又は運搬するときには、運搬車の車体の外側に表示をし、かつ、その運搬車に書面を備え付けておくことが義務付けられた。（平成17年4月1日施行）

なお、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者だけでなく、自己の産業廃棄物を自ら運搬する事業者も義務付けの対象となる。

<p>(表示の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬車の車体の両側面に、鮮明に表示する。 ・ 識別しやすい色の文字で表示する。 ・ 文字の大きさ (以下を参照) 		
<p>車体に表示する内容および備え付ける書面 (施行規則第7条の2の22)</p>		
	事業者(自ら運搬する場合)	産業廃棄物収集運搬業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業者
車体へ表示する内容	①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ②排出事業者の氏名又は名称	①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ②許可業者の氏名又は名称 ③統一許可番号 (下6けた)
備え付ける書面	○以下の内容を記載した書面 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称及び住所 ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ・ 積載日 ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先 </div>	①産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し ②産業廃棄物管理票 (マニフェスト) <p>なお、電子マニフェストを使用する場合には、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報</p> ③以下の内容を記載した書面 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・ 委託者の氏名又は名称 ・ 積載日 ・ 積載した事業場の名称、連絡先 ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先 </div>
表示例	<div style="text-align: center;"> <p>産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記 140ポイント以上の大きさの文字 ※</p> <p>4.9cm以上 \updownarrow 産業廃棄物収集運搬車</p> <p>2.2cm以上 \updownarrow 氏名又は名称 事業者 (許可業者) の氏名又は名称 (許可業者の場合は許可証記載のもの) 90ポイント以上の大きさの文字 ※</p> <p>3.2cm以上 \updownarrow 許可番号 第123456</p> <p style="font-size: small;">許可業者の場合のみ記載</p> <p style="font-size: small;">統一許可番号 (下6けた) 90ポイント以上の大きさの数字 ※</p> <p>※ J I S Z 8305で規定されている大きさ (1ポイント=0.3514mm) を1mm単位で四捨五入した数値</p> </div>	

(表示方法に関する注意事項)

- ・車両の両側面(車体の外側)の見やすい位置にわかりやすいように表示する。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。
- ・やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用する。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにする。
- ・文字、数字には、車体やステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いる。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにする。汚れ等が付着した場合は、直ちに取り除く。

(5) その他の処理完了報告

マニフェストを交付する必要がある場合における適正処理の確認については、以下のとおり行う。

① 「リサイクル伝票」による確認

請負者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目については、工事完了時に搬出数量を確認するため「リサイクル伝票」を監督員に提示する。

その様式は、請負者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるものなどによる。(具体的には、再生利用認定制度や個別指定制度等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。)

② 「リサイクル証明書」による確認

請負者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として利用する場合や高炉還元等を行う場合であって、法的なマニフェストの交付が不要な施設で再生を行うときは、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでもよい。)を監督員に提示する。

2 建設発生土

(1) 土砂の埋立等の関係法令等の遵守

請負者は、土砂の採取、埋立、盛土等の行為を伴う場合においては、土砂の採取、埋立、盛土等を規制する法令や都・区市町村が制定する条例等を遵守し、必要な手続きや措置を行う必要がある。また、土砂の受入事業者等に持ち込み建設資材等に活用する場合も同様に関係法令を遵守する必要がある。

なお、関係法令や条例は重複して適用される場合があるので、こうした場合には全ての関係法令や条例に基づく必要な手続きや措置を行う必要がある。(巻末資料の「土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令一覧」及び「問い合わせ先一覧(土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令所管行政庁)」を参照。)

(2) 建設発生土搬出のお知らせ

○請負者は、建設発生土を工事現場外に搬出する場合は、搬出先の区市町村に、「建設発生土搬出のお知らせ」（様式集参照）により通知するとともに、通知が完了したことを監督員に報告する。

なお、要件等は以下のとおりとなっている。（第2章第2の3(2)を参照）
（要件）

- ・対象は建設発生土を100 m³以上搬出する工事とする。

（その他の条件）

- ・提出先は、都内の区市町村については、利用調整会議が調査の上作成する情報提供先リスト（巻末資料参照）による。また、都以外の県の市町村については、受入機関の場合はUCR等が調査の上作成する情報提供先リストによるものとし、民間受入地の場合は請負者が当該民間受入地が所在する市町村に問い合わせるものとする。
- ・受入機関のうち、「新海面処分場」「海面処分場」については、造成された土地の帰属が未確定であることから対象外とする。
- ・搬出先の都県又は区市町村に建設発生土に関する条例が制定されている場合は、その定めに従い必要な手続きを行う。

(3) 民間受入地確認制度

① 民間受入地の事前確認

○請負者は、指定処分(B)又は指定処分(C)により民間受入地に搬入する場合は、事前に当該民間受入地が本ガイドラインに定義する適正な受入地であることを確認した上で、「搬入予定民間受入地届」（様式集参照）に民間受入地の名称、場所、許可の種類、利用用途、跡地利用計画、運搬ルート等を記載するとともに関係法令に基づく許可証の写し及び現地の状況を撮影した写真を添付して監督員に提出する。

② 運搬等の記録

○請負者は、建設発生土の積み込み、運搬、受入地への搬入状況等については、工事記録写真を撮影して監督員に提出する。

③ 民間受入地搬入確認報告書の提出

○請負者は、民間受入地への搬入が適正に行われていることを確認するとともに、これが完了したときは、「民間受入地搬入確認報告書」（様式集参照）を作成して監督員に提出する。

(4) リサイクル証明書による有効利用の確認

○請負者は、指定処分(B)又は指定処分(C)により民間受入地に搬入した場合は、その有効利用が完了したときに、民間受入地事業者から「リサイクル証明書(建設発生土)」（様式集参照）の作成を求めるものとし、民間受入地の名称、場所、許可等の種類、利用用途、跡地利用計画等を記載させるとともに関係法令に基づく許可証の写し及び現地の状況を撮影した写真を添付して提出させる。

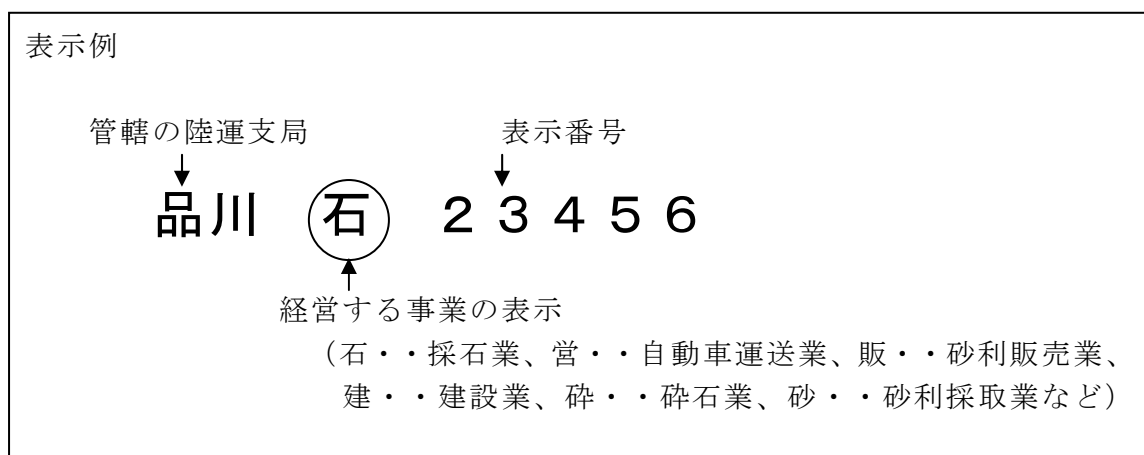
請負者は、リサイクル証明書（建設発生土）を民間受入地搬入確認報告書に添付して監督員に提出する。

(5) 土砂伝票等による管理

① 受入機関の場合
○請負者は、受入機関の定める土砂伝票（土砂搬入管理券等、発生側の運搬証明）及び土砂搬入確認書（受入側の受入証明）、自ら作成する集計表を監督員に提出する。
② 工事間利用の場合
○発生側工事の請負者は、土砂伝票（土砂搬入管理券、発生側の運搬証明）を発行するとともに搬出土量の集計表を作成し、これを監督員に提出する。また、受入側工事の請負者から送付された土砂搬入確認書（受入側の受入証明）を受取り、これを監督員に提出する。
○受入側工事の請負者は、発生側工事の請負者が発行した土砂伝票（土砂搬入管理券等）を整理するとともに搬入土量の集計表を作成し、これをもとに土砂搬入確認書（受入側の受入証明）を作成し、監督員及び発生側の請負者に提出する。
③ 民間受入地の場合
○請負者は、民間受入地に搬入した場合は、当該民間受入地事業者が発行した土砂伝票（土砂搬入管理券等）及び自ら作成する集計表を監督員に提出する。

(6) 土砂等を運搬する車両の表示

土砂等（土、砂利、砕石等）を運搬する大型自動車を使用する者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を大型自動車の荷台の両側面と後面に見やすいように表示しなければならない（「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（通称：ダンプ規制法）第3条、第4条）。



(7) 自然破壊行為への提供禁止

○建設発生土は貴重な建設資材であることから、国土づくり、国土保全、自然再生及び都市づくりなどに有効に活用されなければならない。このため、都関連工事から発生する建設発生土はこれらの事業に活用するものとし、里山や谷戸などを埋め立てるもの、跡地の利用計画が不明確又ははないような受入地には搬出しなないものとする。

(8) 行政庁の取組

○土砂の埋立等の規制に関する法律を所管する行政庁、区市町村で条例等を制定している行政庁は、これらの関係法令に基づき建設発生土の取扱いに関して適切に行政指導等を行っていく。

3 適正処理の確認

(1) 工事現場の日常管理

○請負者は、工事現場において関係法令に基づき建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用に当たっては、その責務として適正にこれを処理する。また、委託処理の場合は、受託者に対し、委託契約の遵守及び関係法令に基づき適正処理することを指導監督する。

(2) 工事現場一斉点検

○発注部局は、その発注工事において、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用に当たっては、適正に処理されていることについて、「工事現場一斉点検票」(様式集参照)を用いて、一斉点検等を必要に応じて実施する。ただし、工事安全パトロールや過積載防止対策現場総点検等の際に併せて実施可能な場合は、このような機会に実施する。

(3) 工事現場巡回調査

○協議会は、都関連工事において、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用に当たっては、適正に処理されていることについて巡回調査等を必要に応じて実施し把握する。

(4) 工事記録写真

○請負者は、施工計画書に基づき撮影した建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用、適正処理等の状況写真について、発注部局の定める「工事記録写真撮影基準」に基づき取りまとめたものを監督員に提出する。

第3 有害物質等の処理

(1) 関係法令の遵守

請負者は、建設資材の分別解体等及び発生した建設資材廃棄物の処理等の過程においては、以下の関係法令等を遵守し、有害物質等の発生を抑制するとともに、発生した有害物質等の適正な処理を行い周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

(表-9) 関係法令等

○廃棄物処理法
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）
○東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱（平成13年4月13環廃産第76号環境局長決定。以下「PCB指導要綱」という。）
○大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）
○ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン特措法」という。）
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「化学物質審査規制法施行令」という。）
○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）
○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号。以下「オゾン層保護法施行令」という。）
○石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事における作業上の遵守事項（改正平成13年3月19日東京都告示第310号）
○石綿含有廃棄物等の適正処理について（平成19年11月5日環廃産発第071105005号）（別添）石綿含有廃棄物等処理マニュアル
○その他関係のある法律

(2) 有害物質等の処理方針

請負者は、以下の品目毎の処理方針に基づき、有害物質等を適正に処理する。
 また、請負者は、建築物の解体工事や修繕・模様替等の工事に当たっては、工事着手前に「有害物質チェックリスト」（様式集参照）により有害物質等の有無をチェックし、監督員にこれを提出する。

(1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用電気機器等	① 建築物の解体工事においては、解体工事の着手に先立ち、受変電設備、倉庫や蛍光灯・街路灯等の調査を行い、PCB使用電気器具の有無を確認する。
○ 蛍光灯安定器 ○ トランス・コンデンサー	② PCBの使用や保管が確認された電気機器等については、建築物の解体工事に着手する前に、内部に残置しないよう先行撤去を行い、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物として適正に処理する。加えて、PCB特措法に基づき適正な措置を講じる。さらに、発注者は都知事に届け出るとともに、適正な保管を行う。ただし、変圧器（トランス）などの重電機器に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下である場合は、PCB廃棄物に該当しないため、その取扱いについては、下記の都のPCB所管部署に問い合わせる必要がある。

	<p>(問い合わせ先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 規制監視係 (都庁第二本庁舎9階) 電話 03-5321-1111 内線 42-874 直通 03-5388-3573 <p>(蛍光灯安定器の問い合わせ先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)日本照明器具工業会 所在地 〒110-0005 東京都台東区上野3-21 電話 03-3833-5747 FAX 03-3833-8455 H P http://www.jlassn.or.jp/ <p>(トランス・コンデンサの問い合わせ先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)日本電機工業会 家電部 所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町17-4 新電機工業会館 電話 03-3581-4843 FAX 03-3581-4775 H P http://www.jema-net.or.jp
<p>(2) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 含有シーリング材</p> <p>○ガラス、サッシ、パネルの目地材</p>	<p>①昭和 33 年から昭和 47 年までに建設された建築物の解体工事に当たっては、PCB 含有ポリサルファイド系シーリング材の有無を確認する。</p> <p>②当該シーリング材の PCB 含有が確認された場合は、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物としてその保管基準に従い適正に保管する。</p> <p>③発注者は、PCB 特措法第 8 条及び PCB 指導要綱第 10 条に基づき、都知事への届出及び適正な保管をする。</p> <p>(問い合わせ先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本シーリング材工業会 所在地 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-5 翔和須田町ビル 電話 03-3255-2841 FAX 03-3255-2183 H P http://www.sealant.gr.jp/
<p>(3) 蓄電池</p> <p>○受変電設備内の蓄電池 (鉛)</p> <p>○非常灯・火災報知器等の内蔵蓄電池 (ニッケル、カドミウム)</p>	<p>○建築物の解体工事においては、解体工事の着手に先立ち、その建築物内の受変電設備や非常灯・火災報知器等の器具を調査するものとし、鉛蓄電池やニッケル・カドミウム蓄電池の使用が確認された場合は、これを撤去した上、当該蓄電池又は当該蓄電池を使用する機器の製造者と協力するなどして、適切な再資源化に努めるものとする。</p> <p>(問い合わせ先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)電池工業会 (小型二次電池再資源化センター) 所在地 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 電話 03-3434-0261 FAX 03-3434-2691 H P http://www.baj.or.jp/

(4) 飛散性アスベスト	<p>○吹付けアスベスト、アスベスト保温材等の飛散性アスベストは、大気汚染防止法、労働安全衛生法(石綿障害予防規則)、環境確保条例、石綿含有廃棄物等処理マニュアル等を遵守し、アスベストが使用されている箇所及び使用の状況を調査・記録するとともに、「工事計画届」、「特定粉じん排出等作業実施届出書」等の手続きを行い、除去作業を行った後、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物として適正に処分する(規制内容の詳細については、巻末資料参照)。</p> <p>なお、平成18年2月8日から、都内から排出される飛散性アスベストについては、セメント固化し二重のプラスチック袋に入れたものを中央防波堤外側埋立処分場で受け入れている。</p> <p>(問い合わせ先)</p> <p>○石綿障害予防規則に関しては、厚生労働省東京労働局 又は各労働基準監督署 (問い合わせ窓口の詳細は巻末資料参照)</p> <p>・厚生労働省東京労働局労働基準部 所在地 〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 電 話 03-3512-1616 F A X 03-3512-1560 H P http://www.roudoukyoku.go.jp/shisetsu/kantoku/index.html</p> <p>○大気汚染防止法及び環境確保条例に関しては、東京都環境局(問い合わせ窓口の詳細は巻末資料参照)</p> <p>・東京都環境局環境改善部大気保全課大気係 (都庁第二本庁舎8階) 電 話 03-5388-3492 F A X 03-5388-1376 HPhttp://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/kisei/taiki/index.htm</p> <p>○廃棄物処理法及び飛散性廃棄物の受入に関しては、東京都環境局(問い合わせ窓口の詳細は巻末資料参照)</p> <p>・東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 (都庁第二本庁舎9階) 電 話(法律関係) 指導係 03-5388-3586 規制監視係 03-5388-3589 (廃棄物受入関係) 審査係 03-5388-3588 F A X 03-5388-1381 H P http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/index.htm</p> <p>○石綿全般に関することは下記協会</p> <p>・(社)日本石綿協会 所在地 〒108-0014 東京都港区芝5-15-5 泉ビル 電 話 03-5765-2381 F A X 03-5765-2382 H P http://www.jaasc.or.jp</p>
--------------	---

<p>(5) 非飛散性アスベスト</p> <p>○石綿スレート(波形)、○ビニール床タイル、○住宅屋根用平板石綿スレート、○石綿セメント・サイディング、○ケイ酸カルシウム板、○石綿スレート(フレキ板)、○石綿セメント管</p>	<p>○アスベストを含有したスレート板などは、破砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、労働安全衛生法(石綿障害予防規則)等を遵守し、使用箇所の調査を行うとともに、使用されている場合は、粉じん飛散を起こさないよう慎重に取り外し、安定型最終処分場に埋立するなど、必要な措置を講じる(規制内容の詳細については、巻末資料参照)。</p> <p>(問い合わせ先)</p> <p>○石綿障害予防規則に関しては、厚生労働省東京労働局又は各労働基準監督署 (問い合わせ窓口の詳細は巻末資料参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省東京労働局労働基準部(上記飛散性アスベストと同じ) <p>○大気汚染防止法及び環境確保条例に関しては、東京都環境局(問い合わせ窓口の詳細は巻末資料参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境局環境改善部大気保全課大気係(上記飛散性アスベストと同じ) <p>○廃棄物処理法に関しては、東京都環境局(問い合わせ窓口の詳細は巻末資料参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課(法律関係の問い合わせ先は上記飛散性アスベストと同じ。なお、非飛散性アスベストの受入はしていない。) <p>○石綿全般に関することは下記協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)日本石綿協会(上記飛散性アスベストと同じ)
<p>(6) CCA、クロルデン類、クレオソート処理木材</p> <p>○土台、大引き、台所等の水回り</p>	<p>①防腐・防蟻のためCCA(クロム、銅、ひ素の化合物)及びクレオソートが、防蟻のためクロルデン類(化学物質製造規制法施行令第1条第8号に規定する物質をいう。)が注入又は塗布された木材は、それ以外の部分と分離、分別するものとし、それが困難な場合は、これらが含まれているものとして、廃棄物処理施設において適正な処理を行うものとする。</p> <p>②特にCCAについては、以下を参考として、建築物に用いられたCCA処理木材の判別をし、判別結果に基づき、適正にCCA処理木材を分別・処理する。</p> <p>(参考図書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋解体工事におけるCCA処理木材分別の手引き(改訂版)(平成18年3月北海道立林産試験場) ・「ウッドスキャン」によるCCA処理木材分別の手引き(平成17年3月廃木材リサイクル研究会)

<p>(7) フロン類</p> <p>○業務用エアコンディショナー、○業務用冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む）</p> <p>○フロン類(CFC、HCFC、HFC)</p>	<p>○フロン回収破壊法に基づき、事前確認書により業務用冷凍空調機器の有無を確認し、回収業者に委託確認書を交付するとともに、フロン類を引き渡す。</p> <p>なお、家庭用エアコンディショナーは家電リサイクル法により都知事登録回収業者が回収する。</p> <p>(問い合わせ先)</p> <p>・東京都環境局都市地球環境部総量削減課 フロン担当(都庁第二本庁舎8階)</p> <p>電話 03-5321-1111 内線 42-745~6 直通 03-5388-3471</p>
<p>(8) ハロン</p> <p>○ハロゲン化物消火設備、機器（エアゾールスプレー等を含む）</p> <p>○ハロン(ハロン1211,ハロン2402,ハロン1301)</p>	<p>○ハロン(オゾン層保護法施行令の別表第2欄の中欄に掲げる物質をいう。)についても、関係法令を遵守し、適正な処理等を行う。</p> <p>(問い合わせ先)</p> <p>・ハロンバンク推進協議会 電話 03-5405-2180</p>
<p>(9) フロン類含有断熱材</p> <p>○フロン類を用いて発泡する断熱材</p> <p>○フロン類(CFC、HCFC、HFC)</p>	<p>①建築物等の解体・改修工事において、断熱材が発生する場合には、フロン類を用いて発泡する断熱材（ウレタン発泡系、押出發泡ポリスチレンなど）の有無を確認する。</p> <p>②フロン類を用いて発泡する断熱材が確認された場合は、出来る限りフロン類が大気中に拡散しないように取り外し、産業廃棄物（廃プラスチック）の許可を持っている焼却施設（出来る限り廃棄物発電などのエネルギー回収を行っている施設を選択する）で処理し、フロン類を分解する。</p> <p>(問い合わせ先):許可を持っている処理業者に関すること</p> <p>・建設廃棄物協同組合 所在地 〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-6 藤木ビル3階 電話 03-5159-8171 FAX 03-5159-8173 H P http://www.kenpaikyo.or.jp/</p> <p>・(社)東京産業廃棄物協会 所在地 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX 03-5283-5592 H P http://www.tosankyo.or.jp/</p> <p>(参考図書) 建材用断熱材フロンの処理技術(平成19年環境省地球環境局) http://www.env.go.jp/earth/ozone/tt-bi/index.html</p>
<p>(10) アンモニア</p> <p>○吸引式冷蔵庫の冷媒</p>	<p>○製造メーカー等の「お客様相談窓口」に連絡する。メーカー名は扉内側などに貼付してある家庭用用品品質表示ラベルに記載してある。</p> <p>(問い合わせ先):製造メーカーが特定できない場合</p> <p>・(社)日本電気工業会 家電部(PCBと同じ)</p>

<p>(11)水銀（蛍光ランプ）</p> <p>○蛍光ランプ（低圧放電ランプ）</p> <p>○水銀ランプ（高圧放電ランプ）</p>	<p>○建築物、街路灯、車両等に使用されている蛍光ランプを取り外す場合は、封入されている水銀を流出させないため破損しないように丁寧に取り外し、これを適正に処理して水銀やガラス等の再資源化に努める。</p> <p>（問い合わせ先）</p> <p>・（社）東京産業廃棄物協会</p> <p>所在地 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階</p> <p>電話 03-5283-5455</p> <p>FAX 03-5283-5592</p> <p>H P http://www.tosankyo.or.jp/</p>
<p>(12)ヒ素又はカドミウム混入の石膏ボード</p> <p>○特定の製造メーカー製造の石膏ボード</p> <p>・ひ素・カドミウム含有石膏ボード</p> <p>・岩綿吸音板下地</p>	<p>○石膏ボードの裏面の印刷によりメーカー等を確認して、当該製造メーカーに問い合わせ、できる限り再資源化するとともに、適正に処理する。</p> <p>（問い合わせ先）</p> <p>・吉野石膏(株)</p> <p>所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル</p> <p>電話 03-3216-0951 FAX 03-3214-5094</p> <p>H P http://www.yoshino-gypsum.com/</p> <p>・日東石膏ボード(株)</p> <p>所在地 〒031-0801青森県八戸市江陽3-1-134</p> <p>電話 0178-43-7170 FAX 0178-71-1081</p>
<p>(13)臭化リチウム</p> <p>○吸収式冷凍機の冷媒（常温液体）</p>	<p>○廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物の廃アルカリの処分業の許可を有する施設において、適正に処理する。</p>
<p>(14)ダイオキシン</p> <p>○廃棄物焼却炉</p>	<p>○ダイオキシン類特別措置法、廃棄物処理法、労働安全衛生法等に基づき、適正に処理する。</p>
<p>(15)その他の有害物質等</p>	<p>○その他の有害物質等についても、関係法令を遵守して適正に処理する。</p>

第4 解体工事に関する法令の遵守

(1) 解体工事に関する法令

解体工事に関する法律には表-10のようなものがあり罰則も定められていることから、請負者は、建築物の解体工事等の施工に当たっては、これらの関係法令を遵守する必要がある。

(表-10) 関係法令等

<p>○建設業法（昭和24年法律第100号）</p> <p>○建築基準法（昭和25年法律第201号）</p> <p>○道路交通法（昭和35年法律第105号）</p> <p>○道路法（昭和27年法律第180号）</p> <p>○廃棄物処理法（再掲）</p>

- ダイオキシン特別措置法（再掲）
- P C B特別措置法（再掲）
- 労働安全衛生法（再掲）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 大気汚染防止法（再掲）
- 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策法」という。))
- 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)
- フロン回収破壊法（再掲）
- 下水道法（昭和33年法律第79号）
- その他関係のある法律

(2) 解体工事において必要な手続き

請負者は、解体工事における調査、設計、契約、着工、施工、完了に至る一連の過程において、関係法令を遵守し、必要な手続きを行う必要がある。

法 令	調 査	設 計	契 約	着 工 (施工前)	施 工 (工事中)	完 了
建設業法			○	○	○	
建築基準法		○		○	○	
道路交通法				○	○	
道路法				○		
ダイオキシン特別措置法					○	
P C B特別措置法				○		
労働安全衛生法	○	○		○	○	
消防法		○			○	
大気汚染防止法					○	
振動規制法				○	○	
騒音規制法				○	○	
水質汚濁防止法					○	
地球温暖化対策法					○	
悪臭防止法					○	
高圧ガス保安法					○	
火薬類取締法					○	
家電リサイクル法				○		
フロン回収破壊法				○		
下水道法				○		

(3) 各関係法令の遵守事項

請負者は、解体工事における調査、設計、契約、着工、施工、完了に至る一連の過程において、関係法令に基づき以下の事項を遵守する必要があります。

なお、各関係法令とも罰則が定められていますが、詳細は巻末資料（「関係法令罰則一覧」を参照願います。）

段階	施工内容	関係法令	遵守事項
調査	・解体現場の確認及び 周辺環境の確認	道路交通法(第45条)	駐車を禁止する場所
設計	・計画書等の作成	建築基準法(第20条)	構造耐力基準
契約	・契約書等の作成 ・契約者の選定	建設業法(3条、5条、11条、 12条)	建設業の許可及び変更・廃業等の届出
		(16条)	下請契約締結の制限
		労働安全衛生法(31条)	注文者の構すべき措置
		(33条)	機械貸与者の構すべき措置
		(34条)	建築物貸与者の構すべき措置
着工 (施工前)	・届出 ・表示、掲示 ・設備	P C B特別措置法(8条)	保管等の届出
		家電リサイクル法(6条)	事業者及び消費者の責務
		建築基準法(15条)	工事届出の義務
		(40条)	標識の掲示
		(6条)	建築物の建築等に関する申請及び確認
		(89条)	工事現場における確認の表示等
		大気汚染防止法(18条の15 ～18)	特定粉じん排出等作業の実施の届出
		騒音規制法(14条)	特定建設作業の実施の届出
		振動規制法(14条)	特定建設作業の実施の届出
		高圧ガス保安法(36条)	危険時の措置及び届出
		道路交通法(77条)	道路の使用の許可
		道路法(32条)	道路の専用の許可
		消防法(7条)	建築計画の確認
		(17条)	消防用設備等
		(17条の2)	消防用設備等の基準
		フロン回収破壊法(65条)	フロン類の放出の禁止
		下水道法(12条の3)	特定施設の設置等の届出
下水道法(12条の4)	特定施設の構造等の変更の届出		
下水道法(12条の7)	氏名の変更等の届出		
施工 (工事中)	・廃棄物の排出、保管、搬出 ・事故等の発生時の措置 ・作業及び労働者の安全	建設業法(26条、26条の2)	主任技術者及び監理技術者の設置
		ダイオキシン特別措置法(8条)	排出基準
		水質汚濁防止法(8条の2)	総量規制基準
		(12条)	排出水の排出の制限
		(14条)	事故時の措置
		(14条の2)	排出水の汚染状態の測定等
		(18条)	緊急時の措置

地球温暖化対策法(5条)	温室効果ガスの排出の抑制等
道路交通法(47条)	停車又は駐車の方法
(57条)	乗車又は積載の制限等
(76条)	禁止行為
悪臭防止法(10条)	事故時の措置
(15条)	悪臭が生ずる物の焼却の禁止
高圧ガス保安法(63条)	事故届
火薬類取締法(11条)	貯蔵
(26条)	技術基準
(40条)	喫煙等の制限
(46条)	事故届等
消防法(5条)	火災の予防
(9条)	火災の予防のための基準
(9条の3)	危険物及び可燃物の貯蔵及び取扱上の技術基準
労働安全衛生法(14条)	作業主任者の選任
(20条)	事業者の講ずべき措置等
(21条)	危険防止措置
(22条)	健康障害防止措置
(23条)	健康、風紀及び生命の保持のための措置
(24条)	作業方法の危険防止
(25条)	労働災害発生時の退避等の措置
(25条の2)	労働者の救護に関する措置
(35条)	重量表示
(61条)	就業制限
(65条、65条の4)	作業環境測定及び作業時間の制限
(68条)	病者の就業禁止
(11条)	安全管理者の選任
(12条)	衛生管理者の選任
(15条)	統括安全衛生責任者の選任
(16条)	安全衛生責任者の選任
(32条)	請負人の講ずべき措置等
(45条)	定期自主検査